

第3章 第2次計画の取り組み

基本目標1 共に支え合えるまちづくり

(1) 地域福祉活動の推進

■ 町の取り組み ■

① 地域福祉活動への参加促進 【推進主体：総務課、こども課】

ア) 自治会情報や地域福祉活動の情報提供 【推進主体：総務課、こども課】

○自治会活動や地域福祉活動を通して、安心して暮らせる住みよい地域づくりにより多くの住民が参加していけるよう、自治会の活動内容、地域福祉活動の報告、地域で活躍する人の声などについて、地域や社協と連携しながら情報発信していきます。

イ) 福祉に関する「学びの場」の提供 【推進主体：こども課】

○地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、福祉に関する「学びの場」を設け、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び各種福祉情報の提供と意識啓発に努めます。

○南風原町の歴史や文化等を学ぶ「はえばる大学」と連携し、学びの機会やテーマを拡充し、相互の充実を図ります。

② 地域福祉活動を担う各種団体の活動支援 【推進主体：こども課、保健福祉課、生涯学習文化課】

○地域福祉の推進に関わる社会教育団体や各種団体、NPO等について、それぞれの活動の充実を図るために、社会福祉協議会とも連携しながら必要な支援を行います。

③ 友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援 【推進主体：保健福祉課】

○友愛訪問や福祉協力員を中心に実施されている見守り活動への支援を行い、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながりの確保を図ります。

④ 民生委員・児童委員の活動支援 【推進主体：こども課】

ア) 民生委員・児童委員の活動支援 【推進主体：こども課】

○地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員の活動支援について、社会福祉協議会と連携しながら進めます。

イ) 民生委員・児童委員の住民への周知 【推進主体：こども課】

○民生委員・児童委員の日頃の活動充実が図られるよう、役割や活動内容等について、地域への周知を図ります。

ウ) 民生委員・児童委員の定数確保 【推進主体：こども課】

○地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員について定数確保に努めます。

⑤活動を担う人材の確保支援 【推進主体：こども課】

ア) 福祉協力員の確保支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が進める「福祉協力員」の配置など、民生委員・児童委員をサポートする人材の確保を支援します。

イ) まちづくりサポーターの確保支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が進める「まちづくりサポーター」を確保するため、地域でともに支え・助けあう有償の活動について周知広報を行うなど、人材の確保を支援します。

⑥町内企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進 【推進主体：こども課】

○町内の企業や社会福祉法人も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者の地域福祉活動への参加を促します。

○町内企業や社会福祉法人が行っている地域福祉活動を広報紙などで発信し、住民への周知や他企業・法人への参加意識啓発を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①地域福祉活動の活性化

ア) 地域福祉活動の広報による情報提供

○社協だより等を活用し、字・自治会が実施している地域福祉活動や活動参加者の声などを発信し住民への周知・広報を図ります。

イ) まちづくりサポーターの確保・活動支援

○社協内にある「まちづくりサポートセンター」がコーディネートを行っている、有償での住民相互の助け合い(「依頼会員」と「提供会員」がそれぞれ会員登録し支援を行う活動)の充実を図るため、提供会員である「まちづくりサポーター」の確保を図ります。

○まちづくりサポートの活動について住民への周知広報を強化し、共に支え合う活動の高揚を図ります。

ウ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の推進

○友愛訪問や見守りが必要な世帯(気になる世帯含む)に対する見守りネットワーク活動を推進し、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながりの確保を図ります。

②地域づくりに関する情報共有の場づくり

○住民をはじめ医療・保健・福祉に関係する機関・団体が連携し、地域における福祉課題や地域づくりについて、話し合い・学び合う機会・場を確保し、問題解決に向けた共通認識づくりを行い「ちむぐくで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を目指したネットワークづくりを推進します。

③福祉団体の支援

ア) 福祉団体の活動支援

○老人クラブなどの当事者団体の活動をととして親睦・交流や社会参加促進の取り組みが行われており、それらの活動の活性化が活力ある地域づくりに欠かせないことから、福祉団体に対する活動助成金の交付や団体事務などの支援を行います。

○昨今は当事者団体の弱体化が見られることから、組織強化を図ります。

イ) 福祉団体の加入促進

○福祉団体の加入者数増加を図るため、団体の活動内容や加入するメリットの周知等を図ります。

④民生委員・児童委員の活動支援

ア) 民生委員・児童委員の活動支援

○民生委員・児童委員が安心して活動できるよう事務局を担うとともに、民生委員活動の住民への周知、研修会への参加支援、福祉協力員との連携を進めるなどにより、活動を支援します。

イ) 民生委員・児童委員の確保

○町の人口が増加する中で民生委員・児童委員は欠員があるため、町と連携しながら、なり手の確保に努めます。

ロ) 福祉協力員の確保・育成

○民生委員・児童委員の補佐的役割となる福祉協力員の確保と育成に努めます。

⑤町内企業への地域福祉活動参加への呼びかけ

○町内の企業も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者の地域福祉活動への参加を参加促進します。

⑥町内社会福祉法人が行う地域公益事業への連携と支援

○改正社会福祉法に伴って義務化された社会福祉法人の地域における公益的事業の実践を広め、地域福祉への貢献を図るために、社会福祉協議会が町内の社会福祉法人のまとめ役となり、地域貢献への参加について、各法人へ適切な情報提供を行い、事業展開への連携や支援を行います。

(2) 地域福祉の組織体制強化

■ 町の取り組み ■

①自治会組織体制の強化支援 【推進主体：総務課、こども課】

ア) 自治会組織への支援 【推進主体：総務課】

○住民に最も身近な組織である字・自治会が中心となった地域福祉のつながりづくり、支え合いの環境づくりが推進されるよう、組織への支援を行います。

イ) リーダーの育成 【推進主体：総務課】

○自治会長の視察研修などにより資質向上を図り、自治会運営、行事開催などにおける取り組みの強化を支援します。

○自治会等、新しくリーダーになる方への初期支援を図ります。

ウ) 「地域づくり推進委員会」への支援・協力 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が推進する字・自治会の「地域づくり推進委員会」への支援や協力をを行い、自治会において住民自ら地域の福祉課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進める体制づくりを推進します。

②小地域福祉ネットワークの組織化・強化支援 【推進主体：こども課】

ア) 小地域福祉ネットワークの取り組み支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会との連携により、「高齢者サロン」「子育てサロン」などの活動への支援を行います。

イ) 小地域福祉ネットワークの組織化促進 【推進主体：こども課】

○小地域福祉ネットワークが組織化されていない字・自治会に対しては、社会福祉協議会と連携しながら、組織化を促していきます。

ウ) 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 【推進主体：こども課】

○小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会や研修会の開催により、運営状況等の情報交換・共有を図り、小地域における事業推進に寄与します。

③コミュニティソーシャルワーカーの体制の充実支援 【推進主体：こども課】

○コミュニティソーシャルワーカーによる地域の福祉ニーズの把握や相談援助の充実が図られるよう、コミュニティソーシャルワーカーと地域の各種相談窓口(地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員、子育て支援センター、保健師、民生委員・児童委員など)との連携を密にし、要支援者の情報を共有するとともに、相互に連携・協力した支援が可能な体制を構築します。また、公的サービスや専門的な支援を組み合わせることが必要なケースについては、福祉事業者や専門機関等との適切な連携を支援します。

④地域課題を解決する仕組みの充実強化 【推進主体：こども課】

○各字・自治会における小地域での課題解決の仕組み(第3層)と、町全体の課題解決の仕組み(第1層)の充実と実践を進めるとともに、各字・自治会やその枠を超えて、個人レベルや団体レベル等での課題意識(困り感、ニーズ)を解決へと導いていくため、「地域福祉プラットフォーム」(第2層)での地域課題解決システムの構築を検討・推進します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①支え合い・助け合う地域づくり

ア)「地域づくり推進委員会」の設置推進

○自治会において住民自ら地域の福祉課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進める「地域づくり推進委員会」の字・自治会への設置を推進します。

イ)福祉協力員の確保・育成

○住民が主体的に地域福祉活動に参加し、民生委員・児童委員はじめ福祉関係者とともに、誰もが安心して暮らし続けることのできる福祉のまちづくりに取り組むため、字・自治会ごとに福祉協力員を委嘱し、その活動を支援します。

②小地域福祉ネットワークの組織化及び強化

ア)小地域福祉ネットワーク活動への支援

○町内の字・自治会単位で組織化されている小地域福祉ネットワークの活動の支援を行い、「高齢者サロン」「子育てサロン」などのサロン活動の充実のほか、交流、訪問、生活支援活動などによる機能の強化を図ります。

イ)小地域福祉ネットワークの組織化推進

○小地域福祉ネットワークが組織化されていない字・自治会に対し、結成の支援を行います。

ロ)小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等

○小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会や研修会の開催により、運営状況等の情報交換・共有を図り、小地域における事業推進に寄与します。

③コミュニティソーシャルワーカーの機能強化

ア)コミュニティソーシャルワーカーの継続的配置・資質向上

○町内の各字・自治会への地域福祉の支援活動が十分に行っているよう、コミュニティソーシャルワーカーを今後も継続して配置するように進めるほか、研修や実践による資質向上を図ります。

イ)個別支援、地域支援の実施による地域支援の強化

○住民一人ひとりの様々な困りごとに対応する「個別支援」及び小地域における福祉問題を住民主体の組織とともに課題解決を図る「地域支援」の両面でのコミュニティソーシャルワークの強化を推進します。

カ生活支援コーディネーターとの連携

○介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業」により配置されている「生活支援コーディネーター」と連携し、各種関係機関・団体やインフォーマルなサービスをつないだり、新たなサービスの創出を行うなど、高齢者を含めた住民全体の生活課題・地域課題に対応していくよう図ります。

④地域課題を解決する仕組みの充実強化

○各字・自治会における小地域での課題解決の仕組み(第3層)と、町全体の課題解決の仕組み(第1層)の充実と実践を進めるとともに、各字・自治会やその枠を超えて、個人レベルや団体レベル等での課題意識(困り感、ニーズ)を解決へと導いていくため、「地域福祉プラットフォーム」(第2層)での地域課題解決システムの構築を検討・推進します。

(3) 地域のつながりの向上、強化

■ 町の取り組み ■

① 交流やつながりの機会づくり推進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、保健福祉課、こども課】

ア) 交流機会の提供 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

○ 伝統文化継承活動、公民館学級講座、スポーツ大会、文化祭等イベントを開催し、地域の交流や世代間交流、町民同士のふれあいの機会を提供します。

イ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援（再掲） 【推進主体：保健福祉課】

○ 友愛訪問や福祉協力員を中心に実施されている見守り活動への支援を行い、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながり確保及び社会的孤立対策を図ります。

ロ) 居場所づくりの推進 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○ 子ども、高齢者、障がい者のための居場所、集いの場の確保により、交流機会の確保や孤立の解消を図ります。

② 住民主体の活動による交流の促進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課】

ア) 住民主体の活動の支援 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課】

○ 地域住民が自ら行うスポーツ活動、サークル活動、文化活動等を通して、仲間づくりや交流の機会が図られるよう自主的な活動を支援します。

イ) 交流・活動場所の確保 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

○ 地域交流の活性化に向けて、地域で気軽に集い、仲間づくりや交流ができる集いの場として、地域の公民館や集会所、公共施設及び社会福祉施設等の既存施設をはじめ、地域の様々な資源の有効活用を推進します。

③ 住民同士の“絆(つながり)”づくり（地域共生社会の実現） 【推進主体：総務課、保健福祉課】

○ 地域における日頃からのつながりや、各種活動をとおした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業や登校時のあいさつ運動、地域の見守り活動（一人暮らし高齢者や気になる世帯など）に支援・協力し、ともに支えあい・たすけあう地域づくりを進める上で、住民同士の“絆(つながり)”づくりを図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①地域活動の活性化支援

○字・自治会を基盤とした地域活動への参加をととした住民の関係づくりの取り組みがもっとも効果が期待できることから、字・自治会や地域の各種団体(老人クラブ・青年会・PTA・女性会など)と連携した地域活動活性化促進に努めます。

②居場所づくりの推進

○高齢者のミニデイサービスや高齢者サロン、子育てサロンなど、身近な地域での居場所づくりを推進し、交流機会の確保や孤立の解消を図ります。

③住民同士の“絆(つながり)”づくり(地域共生社会の実現)

○地域における日頃からのつながりや各種活動をととした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業や登校時のあいさつ運動、地域の見守り活動(一人暮らし高齢者や気になる世帯など)に支援・協力し、ともに支えあい・たすけあう地域づくりを進める上で、住民同士の“絆(つながり)”づくりを図ります。

(4) 福祉意識の高揚

■ 町の取り組み ■

①児童生徒への福祉教育の推進 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課】

7) 学校と地域住民等の連携による福祉教育の充実 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課】

○次代を担う子ども達が福祉への理解を深め、自分にできる取り組みが探求できるよう、「社協の出前講座」や「学校応援隊はえばる」の活用等により、学校と地域住民等が連携して、福祉講話や高齢者及び障がい者との交流、ボランティア体験学習等多様な活動を行い、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、思いやりのある心、正義感など豊かな人間性を育むために福祉教育を推進します。

8) 「福祉教育連絡会」の開催 【推進主体：学校教育課】

○町と学校、社協の福祉教育に関する連絡調整や共通認識を図り、目的・目標を定めた福祉教育が実践されるよう、「福祉教育連絡会」を開催します。

9) 「福祉教育実践報告会」の開催 【推進主体：学校教育課】

○福祉教育の実践報告等により課題把握を行い、次の開催に役立てていくように図ります。

10) 教職員への福祉教育の機会確保 【推進主体：学校教育課】

○学校教職員についても福祉への理解と関心を高めることにより、福祉教育の充実が図られるよう、保育所(園)や学校教育部門と社会福祉協議会との連携により、「町内学校教諭等福祉研修会」を実施し、福祉教育や地域共生社会を啓発する機会を確保します。

②地域住民への福祉意識啓発の充実 【推進主体：学校教育課、保健福祉課、こども課】

7) 福祉意識の啓発広報活動 【推進主体：こども課】

○共に生きる地域社会を形成していくために、社会福祉協議会、福祉施設、自治会、小地域福祉ネットワーク等関係機関・団体と連携し、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。

8) イベント機会等を活用した福祉意識啓発 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○地域のイベントにおいては、高齢者や障がい者、子育て世帯への理解が深まり、地域福祉への関心が高まるよう、地域の福祉(福祉課題を含む)に関する情報発信、講話や講演会などを開催し、啓発を図ります。

9) 各種週間や月間の趣旨の周知啓発強化 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○「●●週間」や「●●月間」といった高齢者、障がい者、児童等の福祉啓発期間においては、それぞれの週間や月間の趣旨が住民に広く周知されるよう開催方法に工夫を凝らし、啓発の強化を図ります。また、開催についての周知も充実を図ります。

エ) 福祉に関する「学びの場」の提供（再掲） 【推進主体：こども課】

○地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、福祉に関する「学びの場」を設け、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び各種福祉情報の提供と意識啓発に努めます。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①児童生徒への福祉教育の推進

ア) 福祉教育推進校の指定と福祉教育の推進

○子どもたちが地域社会の一員として、地域のつながりや共に生きる社会といった「地域福祉の大切さ」を理解していくように、町内の全保育園、幼稚園、小中学校を福祉教育推進校に指定し、各学校や地域支援コーディネーター、学校支援地域本部事業と連携を取りながら、出前講座や福祉体験などの福祉教育を今後も実施していきます。

イ) 「福祉教育連絡会」の開催

○町及び学校とともに福祉教育に関する連絡調整や共通認識を図り、目的・目標を定めた福祉教育が実践されるよう、「福祉教育連絡会」を開催します。

ロ) 福祉教育実践報告の充実

○「福祉教育実践報告書」を発行し、実践報告等による取り組みの蓄積及び課題把握を行い、次の開催に役立てていくように図ります。

エ) 福祉教育研究会の開催

○地域を基盤とした福祉教育を推進するために、福祉教育研究会で住民の実践につながる福祉教育の展開について研究していきます。

②住民の福祉意識の高揚

ア) 福祉意識の啓発広報活動

○共に生きる地域社会を形成していくために、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。

○社協だより、地域福祉懇談会、福祉協力員連絡会、ミニデイサービス、高齢者サロン、子育てサロン等を通じた活動から福祉意識の高揚が図られるように、広報啓発を行います。

イ) 地域共生社会についてあり方を検討する機会の確保

○「我が事・丸ごとの地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉への関心・理解を深め、地域のことを「我が事」と受け止められるように、地域福祉懇談会等の住民同士が共に考える機会を確保します。

(5) ボランティア活動の推進

■ 町の取り組み ■

① ボランティアへの参加促進 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動やボランティアを必要とする地域のニーズを、広報紙等により地域に発信することで、ボランティアに関する情報提供の充実とともに、活動への参加促進を図ります。

② ボランティアセンターの機能充実・支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会と連携し、ボランティアのニーズ把握や情報収集、ボランティアの養成・確保、コーディネート強化等によるボランティアセンターの機能充実を図ります。

③ ボランティア活動の活性化 【推進主体：こども課、生涯学習文化課】

ア) 「学校支援ボランティア」の参加推進 【推進主体：生涯学習文化課】

○地域住民が町内の小中学校で、趣味や特技を活かして学校の教育活動に参加する「学校支援ボランティア」への参加を推進し、ボランティア活動の活性化を図ります。

イ) 「ホームスタート事業」を担うボランティアの養成 【推進主体：こども課】

○ (項目削除)

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①ボランティア活動の情報発信

- 各種ボランティア団体と連携し、町内で行われているボランティア活動の情報発信により、ボランティア活動の周知や参加促進を図ります。

②ボランティア同士の交流、仲間づくりの推進

- ボランティア同士が交流する機会づくりを行い、交流によるボランティアへの意欲向上、情報共有、活動の活性化を図ります。
- ボランティアに関心のある方、実際にボランティアに参加されている方の情報提供・交流の場として「ボランティア・プラットフォーム」の開催に努めます。

③ボランティアセンターの機能強化

- ボランティア活動の推進を図るため、ボランティア活動への参加促進、活動状況の広報、ボランティアコーディネーターの資質向上等によるコーディネート強化など、ボランティアセンターの機能強化を図ります。
- 「ボランティアセンター運営委員会」において、ボランティア活動等の事業企画や運営を行い、ボランティアの活性化を図ります。

④ボランティアの養成、人材の確保

ア) ボランティア養成講座の開催

- 社会福祉協議会が実施している手話や音訳等の各種ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成及び確保に努めます。

イ) 10代のボランティア研修会

- 中高生がボランティア活動に関わることで、福祉について学び、理解を深める機会である「10代のボランティア研修会」を、今後も継続して開催します。

⑤ボランティア団体と、企業、NPOとの連携

- 地域福祉推進に関わる福祉・ボランティア団体や企業・NPO等も増加し、活発に活動が展開されており、これらの団体と協働して福祉のまちづくりに取り組むとともに、ボランティア・プラットフォームをととしてネットワークの構築に取り組みます。

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(1) 相談支援の充実

■ 町の取り組み ■

① 相談支援の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課】

ア) 窓口対応力の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 相談に訪れた住民を適切な相談先につなぐため、職員間(課内・他課)の情報共有を徹底するとともに、社協やNPO、ボランティア活動等も含めたインフォーマルなサービス等も紹介するなど、窓口対応力の充実を図ります。

イ) 相談担当者の資質向上 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 質の高い相談支援が受けられるよう、研修等により相談担当者の相談援助の知識や技術の向上を図ります。

ウ) 電話やメール等による相談の実施 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 地域で相談しづらいと考える住民については、電話やメールなどによる相談を受けるほか、適切な方法により相談につながる仕組みづくりに取り組みます。

エ) 訪問相談の実施 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 相談に訪れることが困難な人に対応するため、訪問による相談支援を推進します。

② 包括的な相談支援体制の構築 【推進主体：こども課、保健福祉課】

ア) 包括的な相談の場(窓口)の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 住民からの相談を、高齢者福祉や障がい者福祉等といった分野を超えて包括的に受け止める場(窓口)の整備について、町の既存福祉資源や地域の実情等を考慮しながら、適切な担い手について協議を行います。

イ) 支援を必要とする住民を相談につなぐ体制づくり推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等の地域関係者や関係機関等と連携し、相談に来られない方や自ら支援を求めることができない方に関する情報を、包括的な相談の場につないでゆく体制づくりを推進します。
- 把握した地域生活課題のうち、包括的な相談の場のみでは解決が難しく、専門的・包括的な支援が必要な場合の支援を図るため、関係機関・専門機関と連携した支援を行います。

ウ) 多機関の協働による包括的な相談体制 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 地域における高齢や障害、子育て支援、生活困窮者支援等の各種相談機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等に対応するため、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を推進します。

③相談窓口の周知と利用促進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○民生委員・児童委員、社会福祉協議会、子育て支援センター、各保育所(園)、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員など地域の各種相談窓口について、町の広報紙やホームページ等で継続的に発信し、周知徹底を図ります。また、相談することの大切さや相談内容の守秘義務についても、あらゆる手段・機会を通して発信します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①福祉総合相談事業の推進

ア) 福祉総合相談室の充実

○住民の日常生活上の心配ごとに対し、相談・支援を行うふれあい福祉相談室(一般相談、専門相談)を継続実施し、住民の生活の安定に向け支援を図ります。また、行政や関係機関と連携を図り、より解決力の高い相談室を目指します。

イ) 福祉総合相談室の周知広報

○必要とする住民に周知されるよう随時広報に努めます。

②地域課題の把握とアウトリーチによる相談支援の充実・強化

ア) 地域活動における相談支援の充実・強化

○支えあうまちづくり事業、在宅介護支援センター事業等をとおして積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努め、問題解決に向け公的サービス、インフォーマルサービスを効果的につなげ地域で安心して暮らせるよう支援体制を強化します。

イ) コミュニティソーシャルワーカーの活動における相談支援の充実・強化

○コミュニティソーシャルワーカーによる地域活動での地域課題把握と課題への対応を強化するため、コミュニティソーシャルワーカーの活動強化と現体制の維持を図ります。

ウ) 移動相談の実施

○ (項目削除)

エ) 民生委員・児童委員と連携した地域相談支援の充実

○身近な地域の相談役である民生委員・児童委員と連携し、相談支援の充実を図ります。

③包括的な相談支援体制づくりに向けた関係機関の連携強化

○地域住民の困り事等に対して包括的な相談支援をしていくよう、日頃から関係機関との連携を密に図ります。さらに、相談機関連絡会をとおして関係機関等の相談・支援ネットワークの強化を図ります。

④住民相互支援体制の充実

○社会福祉協議会の「まちづくりサポートセンター」と町の「南風原人材サポートセンター」は、いずれも支援を受けたい人と支援を行いたい人を結びつける機能であることから、両センターの情報をデータベース化して共有し、マッチングをよりスムーズに行うとともに、会員同士の交流による意欲の向上を図ります。

(2) 情報提供の充実

■ 町の取り組み ■

① 情報提供の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、総務課、企画財政課】

7) 既存の情報提供の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、総務課、企画財政課】

○保健・福祉・医療に関する公的サービスや制度とともに、社会福祉協議会が提供するサービスや活動及び住民参加の福祉活動、ボランティア活動等について、町の広報紙やホームページ、チラシ、パンフレット、マスコミの活用等によりわかりやすい情報提供の充実に取り組みます。

1) 新たな情報提供手段の検討 【推進主体：こども課、保健福祉課、総務課】

○既存の情報提供手段以外の発信方法について検討を行い、より多くの住民が容易に情報を入手できるように図ります。

② 関係機関・団体や地域への情報発信 【推進主体：こども課、保健福祉課、企画財政課】

7) 関係機関・団体等への行政情報の発信 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○保健福祉サービスや制度等について、関係機関や関係団体への情報発信・共有を積極的に行い、様々なところから各種情報が得られたり、相談やコーディネート機能を発揮しやすいように図り、包括的な対応に寄与します。

1) 出前講座の実施 【推進主体：企画財政課】

○地域の組織や団体等の要請に基づき、サービスや制度について周知を図るための場や機会を確保します。

③ 相談窓口間の連携 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○地域の保健・福祉・医療等に関わる情報の入手について、地域のどの相談窓口に問い合わせても必要な情報が得られるよう、相談窓口間のネットワークを密にし、個人情報の保護に配慮した上で、相互に連携・協力した情報提供に取り組みます。

④ 情報のバリアフリー化の推進 【推進主体：総務課、保健福祉課】

7) ホームページの利用しやすさの向上 【推進主体：総務課】

○町のホームページについては、今後も文字の大きさや背景色の変更、音声による情報提供など、誰もが情報を入手しやすいものとし、更なる利便性の向上に取り組みます。

○情報の受け手の特性に合わせた情報のバリアフリーに取り組みます。

1) 声の広報の充実 【推進主体：保健福祉課】

○文字による情報の入手が困難な方については、広報紙等の内容を音声で提供する「声の広報発行事業」を今後も推進します。

⑤広報紙配布率の向上 【推進主体：総務課】

○自治会等と連携し、町及び社会福祉協議会の広報紙の世帯への配布率の向上を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①情報提供の充実

○福祉への理解と関心をより深めてもらうため、広報紙「ちむぐる」の発行やホームページ等を含めた多様な媒体を活用した、情報提供の充実に取り組みます。

(3) 保健福祉サービスの向上

■ 町の取り組み ■

①各種保健福祉サービスの充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○高齢者、障がい者、子育て支援、健康・予防活動等といった各種保健福祉サービスについて、本町の実情を勘案して各種法制度に基づく必要なサービスの量的整備を進めます。また、必要に応じて町独自のサービスの創出に取り組みます。

②インフォーマルサービスへの支援 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○介護保険の生活支援体制整備事業による住民参加型サービスの創出など、インフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行います。

○地域のインフォーマルサービスとの情報交換や連携を図り、包括的なサービス提供を進めます。

③包括的なサービス提供の体制構築 【推進主体：こども課、保健福祉課】

ア) 介護保険制度における「地域包括ケアシステム」の深化・推進 【推進主体：保健福祉課】

○介護保険において構築が掲げられている「介護」「介護予防」「医療」「住まい」「生活支援」の5つの分野を包括的につなぎ切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

イ) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 【推進主体：保健福祉課】

○精神障がい者も含めた障がい者地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、「相談」「障害福祉」「医療」「生活支援」「住まい」「社会参加(就労)」「地域助け合い」を包括的に提供できる体制を整備する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。

ロ) 子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制の構築 【推進主体：こども課】

○妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を包括的に提供するとともに、児童虐待の早期発見や防止対策の強化を図る体制（「子ども家庭総合支援拠点」及び「母子健康包括支援センター等」）の構築を図ります。

○子どもの成長・発達・人間形成・小学校への接続等について、保・幼・小等が連携し、乳幼児期から学童期までを総合的な視点で捉えて研究するため、保育士、幼稚園教諭、小学校教職員の交流機会の確保、相互理解の推進を図ります。

ハ) インフォーマルサービスとの連携強化 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○（項目削除）

ニ) 分野を超えて包括的にサービスをつなぐ体制づくり 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○支援が必要な方一人ひとりの身体状況や生活状況等に応じて、サービスが適切に提供されるよう、「中核の役割を担う機能」（コミュニティソーシャルワーカー等。具体的には今後検討）が調整役となり、高齢者、障がい者、子育て支援、生活困窮及びインフォーマルサービス等の分野を超えて、包括的にサービスをつなぐ体制づくりを推進します。

④利用手続きの簡素化・わかりやすさの推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○サービスや制度の利用申請等について、利用者がわかりやすく迅速に行えるように、利用手続きの簡素化など配慮に努めます。

⑤サービスの質の向上 【推進主体：こども課、保健福祉課】

ア) サービス従事者の資質向上 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○福祉サービス利用者の人格が尊重され、利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、サービス従事者の専門的な知識や技術を高めていくとともに、人権に対する感性を磨くための勉強会や研修等への参加促進を働きかけます。

イ) 苦情解決体制の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○福祉サービス事業者に対し、サービス利用者の満足感を高めることや利用者の権利を守るために、サービス利用者のサービスへの不満や疑問に対し、適切に対応できる体制(苦情解決体制)が整備されているか確認し、必要に応じて体制整備に向けた取り組みを指導します。

○サービス事業者がサービス利用者の不満や疑問を解決するための制度や仕組みについて地域への周知を図り、利用者及びその家族等が相談しやすい環境となるよう指導します。

ウ) サービスの評価の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○サービス事業者が自らのサービスの質の確保と向上に向けた、自己評価の取り組みが実施されるよう、必要な指導を行います。また、必要に応じて第三者評価の有効性を啓発していきます。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①包括的な高齢者福祉サービスの提供

ア) 高齢者の在宅生活を支える福祉サービスの充実

○高齢者のための在宅福祉サービス事業を引き続き実施し、「介護予防」や「生活支援」を提供することで地域包括ケアシステムの構築に寄与します。

イ) 包括的なサービス提供の推進

○社協各部門及び行政、関係機関と連携し、支援を必要とする方への包括的できめ細かなサービス提供を目指します。

②福祉サービスの質の向上

ア) 利用者満足度の把握

○社協が提供する福祉サービスについて、利用者の満足度を把握するためのアンケートを実施し、利用者の視点に立った効果的・効率的事業運営に努めます。

イ) 研修等による資質向上

○各種サービスに従事する職員の資質向上のため、研修会への参加等による人材育成の取組みを推進します。

ウ) 苦情解決体制の充実

○社協が提供する福祉サービスに関する苦情について、適切な対応を行うため体制を整えとともに、苦情申し立てがしやすくなるよう、事業の趣旨や仕組みを広報誌等で周知するなど、環境づくりに努めます。

③介護保険事業及び障害福祉サービスの充実

○社協が提供する介護保険事業及び障害福祉サービス事業を継続して実施するとともに、他の在宅福祉サービスとの連携強化による効果的な事業展開を図ります。

④インフォーマルサービスへの支援

○住民参加による地域福祉活動、ボランティア団体、NPO等民間が提供するインフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえたくうえで必要な支援を行います。

○地域のインフォーマルサービスとの情報共有や連携を図り、地域の包括的なサービス提供を進めます。

(4) 生活困窮世帯支援・孤立対策等の推進

■ 町の取り組み ■

①生活保護制度の適正実施 【推進主体：こども課】

- 生活困窮世帯への経済的な支援を行い、生活の安定を図るために、県と連携した生活保護制度の適正な運用を推進します。
- 生活保護受給者の自立に向け、県のケースワーカーとの連携のもとで必要な相談支援を行います。

②低所得者への支援の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課、教育総務課、国保年金課】

- 低所得世帯に対し保健・福祉・医療等のサービス利用及び教育・保育機会の確保が図られるよう、各種制度に基づく利用者負担の軽減や減免について周知を図り、安心して適正に利用できるよう支援します。また、生活安定のための福祉資金の貸付についても周知を図ります。

③生活困窮世帯への自立支援の推進 【推進主体：こども課、教育総務課】

- 生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援や就労準備支援などについて、パーソナルサポートセンター南部と連携を取りながら進めます。

④子どもの貧困・孤立対策の推進 【推進主体：こども課、教育総務課】

ア)「子ども元気ROOM」の充実 【推進主体：こども課】

- 貧困の連鎖を防止するため、「子ども元気ROOM」を設置し、子どもの生活支援や学習支援、孤立対策を図ると共に、親の支援も行い、自立へとつなげていきます。
- 元気ROOMの支援員である「子ども元気支援員」の資質向上を図るため、研修参加や支援員同士及び他市町村との情報共有などに努めます。
- 保育士や助産師と連携しながら、「家庭訪問型子育て支援事業」を展開し、専門的な助言・指導による産前産後からの切れ目ない支援を図ります。

イ)児童館を活用した居場所づくり 【推進主体：こども課】

- 町内の4つの児童館を活用し、関係機関やボランティア等と連携しながら、夜間の子どもの孤立対策を図ります。
- 既存の人的ネットワーク(人材)も活用した連携により、保護者の学び支援や気軽な相談等の機会を提供するなど、保護者への支援策を推進します。

ウ)「家庭訪問型子育て支援事業」の実施検討 【推進主体：こども課】

- 孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や孤独感を解消するため、「訪問型子育て支援事業」の実施を検討し、育児不安に対する「傾聴」や、保護者とボランティアと一緒に育児を行う「協働」といった支援展開を目指します。

エ)就学支援認定者への学習支援の推進 【推進主体：教育総務課、こども課】

- 貧困の連鎖を防止するために、県や関係課との連携により、就学支援認定者(準要保護児童)への学習支援を行います。

⑤自殺予防対策の推進 【推進主体：保健福祉課、企画財政課】

- 自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、生活困窮、過労、育児疲れ、いじめ、孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。本町の実情に合わせた「自殺対策計画」を策定し、関係機関が連携して「誰も自殺に追い込まれることのない町の実現」を目指します。
- 自殺予防に関するポスター掲示等による啓発を行うほか、相談窓口の周知を行います。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①低所得世帯に対する支援

- 経済不況が続く中、失業、疾病、低収入等生活不安を抱える世帯は増加しており、要援護世帯の生活を支えるセーフティネットとしての貸付事業を実施、相談から貸付まで迅速に対応し安心して日常生活を維持・改善できるよう支援します。
- 町内の低所得世帯の方が、あたたかい気持ちで新年を迎えることができるよう、住民に募金を呼びかけ、区長・自治会長、民生委員・児童委員の協力を得て対象世帯に激励金を支給します。

②生活困窮者の自立支援の推進

- 生活困窮世帯は複雑な課題を抱えている場合が多く、個人の事情・状況を受け止め、求人情報の提供や職業訓練の情報提供等の就労支援や家計管理の支援、他継続的・総合的に相談対応し、生活の更生に向けた支援に努めます。

③子ども等貧困対策支援事業の推進

- 子どもへの支援をとおしてその世帯が抱える問題の解決を図るため、引き続き子ども等貧困対策支援事業を実施し、課題を抱える世帯を地域で見守り、支援する体制の充実強化を図ります。

(5) 権利擁護の充実

■ 町の取り組み ■

①権利擁護のための制度等の利用支援 【推進主体：保健福祉課】

ア) 成年後見制度の周知・広報、利用促進 【推進主体：保健福祉課】

○認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない人の権利を守るために、財産管理や身上監護を本人に代わって行う成年後見制度について周知を図り、必要に応じて利用を促します。

イ) 成年後見制度利用支援事業 【推進主体：保健福祉課】

○成年後見制度の利用において、申立て人がいない場合や成年後見人等への報酬費の支払いが困難な場合等においては、「成年後見制度利用支援事業」による利用支援を行います。

ロ) 日常生活自立支援事業、金銭管理支援事業等の周知広報 【推進主体：保健福祉課】

○社会福祉協議会が窓口となって提供される「日常生活自立支援事業」、「日常的な金銭管理支援事業」について連携をとり情報提供を行います。

②権利擁護に係る体制・ネットワークづくり推進 【推進主体：保健福祉課】

○成年後見制度等の利用や権利擁護に関するネットワークを構築するための中核機関の設置・運営について検討し進めていきます。中間機関の設置については、既存の会議体の活用も含めて検討します。

○権利擁護や財産管理等についての相談・金銭管理支援・成年後見などを行う「権利擁護センター」の設置を検討し進めていきます。

③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進 【推進主体：保健福祉課、総務課】

○障がい者や認知症に対する理解、障害者差別解消法、合理的配慮などの啓発広報に努め、すべての人が地域において支え合いながら共に生きる「共生社会」の啓発を行います。

○庁内においても共生社会の視点を各課職員に周知、研修等を行い、意識向上を図ります。

④虐待等防止対策の推進 【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

ア) 虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への啓発広報 【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

○高齢者、障がい者、児童への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るために、住民への虐待に関する知識の普及啓発を図るとともに、虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図ります。

イ) 南風原町要保護児童等対策推進協議会による対応充実 【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

○被虐待者及びDV被害者の保護並びに養護者等への適切な支援等について、迅速かつ的確に対応していけるよう、「南風原町要保護児童等対策地域協議会」において警察や学校、福祉保健所、児童相談所、福祉施設及びその他関係機関等との密接な連携を図り、組織的に対応していきます。

ウ)「子ども家庭総合支援拠点」による子どもの虐待対策の強化 【推進主体：こども課】

○子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、虐待防止を図るため、子どもとその家庭及び妊娠婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①金銭管理等日常生活の支援

○判断能力が低下した住民や日常生活に不安を抱えている方等が安心して在宅生活が継続できるよう「日常的な金銭管理支援事業」等による支援を行います。

②日常生活自立支援事業の実施

○認知症や知的障害等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援を行い、権利擁護を図る「日常生活自立支援事業」について、事業の周知広報及び実施体制の充実を図ります。

③法人成年後見の実施検討

○判断能力が不自由になったときに、法律面や生活面で支援する成年後見制度について、法人としての成年後見の実施を検討します。

④地域共生社会についての啓発・広報の推進

○障がい者や認知症に対する理解、障害者差別解消法、合理的配慮、インクルーシブ教育などの啓発広報に努め、すべての人が地域において支え合いながら共に生きる「共生社会」の啓発を行います。

基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり

(1) 地域における防犯対策の推進

■ 町の取り組み ■

①防犯に関する情報提供・地域防犯の啓発 【推進主体：総務課、学校教育課】

- 関係機関と連携し、犯罪や消費者被害、詐欺被害に関する情報を把握し、被害防止の方法を含めた地域への情報提供を行います。
- 消費者被害、詐欺被害に関しては相談窓口の周知を図るとともに、警察や県民生活センター等の関係機関と連携した必要な支援を行います。
- 子どもを犯罪から守るために、警察と学校、家庭、地域が連携して、幼児・児童・生徒が犯罪を回避できる能力を身につけるための教育・指導の充実に取り組みます。
- 学校安全マップを作成し、子どもたちへの危険箇所の周知を図ります。
- 防犯意識の普及啓発に努め、地域の一人ひとりが防犯の意識を持ち、地域のつながりによる安全・安心なまちづくりを目指します。

②防犯パトロール等の充実 【推進主体：学校教育課、総務課】

- 老人クラブをはじめ、地域や関係団体等による、通園・通学路、子どもの居場所となる公園などのパトロール活動を支援します。
- 青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、地域や関係機関が連携した夜間パトロールを実施します。
- 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害図書や有害サイトなどの社会環境から、青少年を保護する取り組みを進めます。

③高齢者や障がい者が遭う危険性の高い犯罪への対策 【推進主体：保健福祉課】

- 振り込め詐欺や架空請求など、高齢者や障がい者が犯罪に巻き込まれることがないように、関係団体、サービス事業者等による犯罪回避のための指導・啓発を促します。
- 高齢者、障がい者について、一人暮らしや日中一人になることが多い世帯については、必要に応じて近隣住民や民生委員等による、防犯のための様子の確認や注意を促していけるよう呼びかけます。

④防犯灯の整備推進 【推進主体：総務課、まちづくり振興課】

- 夜間における犯罪を抑制するため、自治会と連携した住宅地の防犯灯の整備を進めます。

⑤通報システムの普及推進 【推進主体：保健福祉課】

- 耳や言葉が不自由な方への事件・事故に関する通報について、警察と連携し、「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①子どもを守るネットワークづくり

○南風原町老人クラブ連合会等による子どもの登下校時を見守るパトロール活動と連携を密にする
とともに、支援をととして子どもを見守るネットワークづくりを推進します。

②消費者被害への対応の充実

○社会福祉協議会が実施する在宅介護支援センター事業やコミュニティソーシャルワーカーの活動
をととして、悪徳商法や「オレオレ詐欺」等についての住民への注意喚起を行うとともに「ふれあい
福祉相談事業」や消費者相談等との連携を密にし、問題解決に取り組みます。

○相談員の専門的知識を深めるための研修等の実施・研修参加などにより、消費者被害に関する対応
力の強化を図ります。

(2) 地域における防災対策の推進

■ 町の取り組み ■

①防災意識の普及啓発 【推進主体：総務課】

- 災害を防止し、または災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために、ハザードマップ、防災・減災お役立てマップ帳等を活用した住民への防災知識の普及啓発を進めます。
- 転入手続きの際に、転入者へのハザードマップや、防災・減災お役立てマップ帳の配布を行います。
- 大規模災害の際には、公助による防災・減災対策とともに、地域コミュニティ等における共助が災害対策に重要な役割を果たすため、地域共助による防災対策について啓発を行います。

②自主防災組織の結成や強化の推進 【推進主体：総務課】

- 地域の防災組織である「自主防災組織」の結成を促進するとともに、自主防災組織の強化のため、人材育成や食糧備蓄の充実を支援します。

③避難行動要支援者の支援体制の構築 【推進主体：保健福祉課、総務課】

- 町の「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、災害時に一人では避難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者の把握を行い、名簿登録を進めます。
- 避難行動要支援者一人ひとりの避難方法や避難経路、避難支援する者等について具体的な方法を示した「個別支援計画」の作成を進めます。
- 警察や消防及び地域の関係機関・関係団体が避難行動要支援者の情報を共有するとともに、地域との連携を図り、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導體制の構築並びに避難場所での健康管理、その他必要な救護・救済の体制を構築します。

④緊急情報伝達手段の充実 【推進主体：総務課】

- 誰もが災害に関する情報を速やかに入手できるよう、個人の特性にも配慮した無線やFAX、パソコン、携帯電話等多様な情報伝達手段の充実に取り組みます。

⑤福祉避難所の確保 【推進主体：総務課、保健福祉課、こども課】

- 支援を必要とする高齢者や障がい者、子育て家庭等の災害時の避難場所を確保するため、町内の福祉施設や医療機関等との連携により、福祉避難所の確保を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①災害ボランティアセンター機能の充実

○社協が設置・運営する「災害ボランティアセンター」の機能充実を図り、大規模災害が発生した際、災害ボランティアを各地域ニーズに対応したボランティア活動につなぐ総合調整を行います。

②実践的な防災訓練の実施

○日頃から行政、市・自治会、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施し社協の果たす役割を確認していきます。

③災害時対応マニュアルの充実

○防災訓練での実践や全国の災害時対応事例等の踏まえながら、必要に応じて「社協災害時対応マニュアル」の修正を行います。

④日頃からの見守りネットワーク体制づくりの推進

○災害時に特に配慮が必要となる方(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等)について、日頃から行政、市・自治会、関係機関等と連携を図り、見守りネットワーク体制づくりを推進します。

⑤避難行動要支援者の把握と個別計画作成の支援

○町で把握している避難行動要支援者の情報を共有し、各避難行動要支援者が避難するための「個別計画」の作成支援を行います。

(3) 移動・交通環境の充実

■ 町の取り組み ■

①移動支援の推進 【推進主体：保健福祉課】

○高齢者外出支援サービス事業、障がい者の移動支援事業(日常生活支援、社会参加支援のためのヘルパー派遣)を引続き推進するとともに、新たなニーズ把握に努め、ニーズに基づいた事業を検討します。

②地域共助による移動手段の確保 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○交通弱者(年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者、低所得者等)の移動手段を確保し、社会参加の機会増を図るため、地域住民の支え合いによる移動支援について検討します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①高齢者外出支援サービス事業の充実

(高齢者外出支援サービス事業)

○行政と連携を密にし、高齢者外出支援サービス事業を引き続き実施し、車いす利用者の通院移動の支援を行います。また、より多くの高齢者の社会参加機会づくりに寄与するため、利用要件の緩和について検討します。

○一般高齢者介護予防通所事業(ミニデイサービス)及び高齢者サロン参加促進のため、参加に送迎が必要な方の支援を行います。

②地域共助による移動手段の確保

○地域住民の支え合いによる移動手段の確保を検討するため、地域ニーズの把握とニーズに基づいた事業展開を図ります。